

令和3年第2回神崎町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年3月3日(水曜日) 午前10時01分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 神崎町議会議員及び神崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 神崎町一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 神崎町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 神崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 神崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第9号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第10号 町道路線の一部廃止について
- 日程第13 議案第11号 神崎町基本構想の策定について
- 日程第14 議案第12号 令和2年度神崎町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第15 議案第13号 令和2年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第14号 令和2年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第15号 令和3年度神崎町一般会計予算
- 日程第18 議案第16号 令和3年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第17号 令和3年度神崎町介護保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第18号 令和3年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算

日程第21 議案第19号 令和3年度神崎町水道事業会計予算

日程第22 陳情第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を
求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	椿	等	君	2番	大原	秀雄	君
3番	高柳	智	君	4番	荒井	葉一	君
5番	鈴木	節子	君	6番	木内	直樹	君
7番	石橋	伸一	君	8番	高橋	正剛	君
9番	石井	正夫	君	10番	寶田	久元	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	椿	等	君			
教	育	長	椿	勇	君	総務課長	久保木豊吉 君
総務課	主幹	石井	達矢	君		町民課長	浅野 憲治 君
まちづくり課	長	金田	智	君		まちづくり課担当課長	鈴木 信成 君
保健福祉課	長	廣瀬	裕	君		教育課長	平野 悟 君
会計管理者（出納室長）		明石	かほ	君			

職務により出席した者

事 務 局 長 高橋 誠一 君 書 記 花嶋 三永 君

◎開会の宣告

○議長（石橋 伸一君） おはようございます。令和3年第2回神崎町議会定例会にご出席いただき、ご苦労様です。本定例会も新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、議場でのマスク着用のご協力をお願いいたします。また、換気のため、傍聴者の出入口と議長席の後ろの扉及び議場左右の両扉を開放しますので、よろしく願いいたします。

2月26日に行われた議会運営委員会において、本定例会の運営について協議した結果、会期は本日から12日までの10日間とし、4日から10日までは休会とし、この間に各常任委員会での予算審査を行うこととなりました。議案審議では、議案第15号から議案第19号は、令和3年度予算ですので、一括議題といたします。議事運営につきまして格別のご協力をお願いいたします。

(午前10時01分)

◎開議の宣告

○議長（石橋 伸一君） ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回神崎町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋 伸一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、1番 椿 等議員、2番 大原 秀雄議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（石橋 伸一君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月12日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会及び千葉県後期高齢者医療広域連合議会報告

○議長（石橋 伸一君） ここで、町長より行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会議員及び千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員から議会報告の申出がありますので、順次、報告を受けることといたします。

最初に、行政報告の申出を許します。

椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 本日は、3月定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき、大変ご苦勞様でございます。

ただ今、議長のお許しをいただきましたので行政報告をさせていただきます。

まずは、新型コロナウイルス感染症の状況ですが、千葉県を含む首都圏域を主体に1月7日発令されました2度目の緊急事態宣言が、3月7日まで1か月延長されたものの、依然、疲弊した医療体制の逼迫状況が続いております。緊急事態解除への懸念の声も聞こえてきたところでございます。

本町でも、感染が確認された事例が14例目となりました。感染症の終息は、未だ先が見えない状況であります。町としては、引き続き経済支援策の実施と併せて感染防止策の徹底と協力をお願いしているところであります。

こうした状況下、本町では1月10日に、感染防止の徹底をした上で、成人式を開催いたしました。出席された新成人の皆様方からは、他では中止が相次ぐ中、貴重な一生の思い出になって本当に良かったという開催への感謝の言葉をいただきました。また、昨年春5月から延期しておりました特定健康診査を1月14日から4日間実施し、562名の健診を行うことが出来ました。

一方、例年3月に開催の酒蔵まつりや、5月に予定していましたが初陣の神崎発酵マラソンの開催を見送ることとなるなど、町事業への影響が大きくなっております。

また、コロナの変異種ウイルスの市中感染報道があるなど、感染状況の心配が後を絶たない中、期待されている新型コロナワクチン接種の体制整備を進めているところであります。先月の臨時議会で承認いただきました補正予算で、ワクチン接種に必要な委託契約や接種クーポン券配布をはじめ、スケジュール策定など着々と今、準備を進めているところであります。本町でも優先接種となる65歳以上の高齢者を皮切りに、ワクチンの供給状況に応じて順次、全町民の接種に向け作業を進めてまいります。

なお、ワクチン接種の予約や相談の受付については、3月中にコールセンターを開設する予定であります。

緊急事態解除後も、特別措置法に基づく休業要請等による感染予防対策と併せ、社会経済活動との両立を図っていかねばならないところですが、昨年9月補正予算でご承認いただきました発酵の里こうざき元気もりもり“笑顔応援券”につきましては、2月末で約70%を超える金額をご使用いただきました。然しながら、未使用の部分もあること、外出自粛などに伴う消費行動が取りにくい状況を鑑みまして、先の臨時議会で承認いただき、予算繰越しをしまして、本年12月まで使用期限を延長したところであります。

また、各種給付金では、大学生給付金が合計159名へ2月までの給付をもって終了し、新生児給付金については、現在14名が給付済となっております。

今後も、引き続き町民の暮らしの安定を図る支援対策を講じてまいります。

次に、昨年9月に確認され、再三の停止命令及び撤去命令を無視し、続いていた武田地先における土砂等による埋立行為に関しては、昨年12月9日に警察による捜索差押えが行われ、以後は土砂等の搬入は停止しております。

町としては、土砂等の撤去を引き続き要請し、併せて無許可による埋立て行為及び命令違反による刑事告発を行う予定であります。

次に、長年にわたり国・県に要望してまいりました（仮称）圏央道神崎パーキングエリアが、1月18日の関東地方整備局事業評価監視委員会の審議を経て、圏央道川島・大栄区間の事業に追加されました。事業認定されたところであります。これにより、令和6年度の4車線化供用に合わせ、パーキングエリアの整備が決まりました。

このパーキングエリア整備に伴い、町では、道の駅の拡張と周辺道路の付け替え等を検討する道の駅拡張計画基本設計等業務を、地方創生臨時交付金を活用し、公募型プロポーザル方式により事業者を選定して、1月27日に契約したところであります。

道の駅に関しては、昨年3月以降、コロナ感染症の影響により落ち込んでいた来客も回復傾向にありましたが、年末年始は初詣や帰省の自粛により、前年比約2割程度の減少が見られました。その後も、緊急事態宣言により厳しい状況ではありますが、パーキングエリア併設に向けて、より良い施設運営を行っていきたいと考えています。

次に、道路改良事業の主要施策、町道3路線は、用地のご協力をいただきながら事業促進を図りました。引き続き残りの用地の取得に進捗を図ってまいります。

町道成田神崎線につきましては、一部、本工事に着手いたしました。

道路維持関係では、道路構造物の長寿命化対策であります。橋梁点検結果で、早期に補修対応が必要と判定されました2橋、毛成地先の駒込橋と並木地先の田向根橋につきましては、補修工事を発注し、年度内に完了見込みであります。

また、構造物点検で早期に補修対応が必要と判定されました並木地先の田向踏切隣接のモルタルの吹き付け法面につきましても、補修工事を発注し、年度内に完了する見込みであります。

次に、水道事業に関しましては、県発注の国道356号郡地先の排水整備工事により、整備区間全線約330mに渡り、水道管の移設が必要になったことによる移設設計委託業務及び古原浄水場内の経年劣化に伴う操作盤の更新工事を実施しており、年度内の完了見込みであります。

防災関係では、役場庁舎及びふれあいプラザの非常用発電設備設置工事が順調に行われており、今年度内には、災害対応の拠点となる両施設の機能強化が図られる予定となっております。また、緊急地域一斉メール配信システムの整備が完了し、3月からの稼働により、登録不要で神崎町所在の皆さんの携帯電話へ緊急情報メール送信が可能となりました。

最後に、今後とも議員の皆様のご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（石橋 伸一君） 続いて、香取広域市町村圏事務組合議会報告を許します。

9番 石井議員。

○9番（石井 正夫君） ただ今、議長のお許しをいただきましたので、報告させていただきます。

去る2月19日に、令和3年3月香取広域市町村圏事務組合議会定例会が、香取市山田公民館において開催されました。

当日の出席者は15名であり、定足数に達したため、会議は成立いたしました。

定例会では、令和3年度一般会計予算や令和2年度補正予算など4議案が審議の後、

いずれも原案のとおり可決され、管理者から報告第1号について報告がありました。

以下、概要を説明いたします。

議案第1号 令和3年度香取広域市町村圏事務組合一般会計予算について、一般会計予算の総額は、46億7,504万6,000円で、前年度に比べ1億8,875万1,000円、4.2%の増となっております。

増額となった主な要因は、伊地山可燃物処理施設費における可燃ごみ処理業務委託料及び施設定期整備工事費の増加、伊地山不燃物処理施設費における不燃物等処理業務委託料の増加、及び消防費における災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車購入費が増加したことなどによるものであります。

議案第2号 令和2年度香取広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）の案件は、歳入歳出予算及び地方債の補正をするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ480万1,000円を追加し、補正後の総額を44億9,586万2,000円とするものであります。

内容といたしましては、伊地山不燃物処理施設費における不燃物等の処理量の増加に伴い、当該業務委託料を追加されました。また、小見川分署車庫等の解体撤去に係る業務委託料を追加し、消防ポンプ自動車購入費等について、事業費が確定したことにより減額されました。

議案第3号 香取広域市町村圏事務組合負担金条例等の一部を改正する条例の制定についての案件は、令和3年4月1日から、多古町が本組合のごみ共同処理に加入することに伴い、加入する事務に係る負担金等を負担する区域に「多古町」を加える改正を行うものであります。

議案第4号 香取広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての案件は、総務省消防庁から、火災予防条例の改正内容の一部訂正が示され、急速充電設備に係る規定が見直されたため、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について、所要の改正を行うものであります。

報告第1号 専決処分の報告についての案件は、去る令和2年10月6日午前9時50分頃、消防ポンプ自動車が香取市府馬3232番地24地先十字路に設置された道路標識を破損させた物損事故に係る損害賠償の額を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により、議会に報告されました。

以上、令和3年3月香取広域市町村圏事務組合議会定例会の報告といたします。

○議長（石橋 伸一君） 続いて、千葉県後期高齢者医療広域連合議会報告を許します。

6番 木内議員。

○6番（木内 直樹君） おはようございます。報告します。千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告です。

去る2月22日に、令和3年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、オークラ千葉ホテルにおいて開催されました。

定例会では、条例の一部改正が3議案、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算、令和3年度一般会計及び特別会計当初予算の7議案が審議され、全て原案のとおり可決されました。

以下、議案について概要を説明いたします。

議案第1号 広域連合職員の給与に関する条例及び広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員及び会計年度任用職員の給与改定に伴う所要の改正を専決処分により制定したので、規定により報告し、承認を求めたものであります。

議案第2号 広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院及び千葉県人事委員会勧告等に準じ、職員の期末手当の改定に伴う所要の改正を行うためであります。

議案第3号 広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、保険料の軽減措置の規定を改正するものであります。

議案第4号 令和2年度広域連合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ8万5,000円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ25億4,953万2,000円とするものです。主な内容は、歳入で財政調整基金繰入増額に伴う市町村負担金の減額、歳出で職員人件費の増額及び老人福祉費の減額です。

議案第5号 令和2年度広域連合特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,410万2,000円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ6,601億438万5,000円とするものです。主な内容は、歳入で市町村負担金及び返納金の増額、財政調整交付金及び一般会計繰入金の減額等です。歳出では、高額医療共同事業拠出金及び基金積立金、国庫支出金・市町村負担金返還金の増額、電算事務費及び長寿・健康増進事業費等の減額です。

議案第6号 令和3年度広域連合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億4,382万9,000円とするものです。市町村負担金を主な歳入とし、広域連合の運営に必要な基本的経費である一般事務費、職員人件費及び議会費などを主な歳出として

計上しています。前年比で1億4,334万1,000円の減額となっています。

議案第7号 令和3年度広域連合特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,867億1,063万3,000円とするものです。市町村負担金のほか、国庫支出金や支払基金交付金などを主な歳入とし、保険給付費や保健事業費を主な歳出として計上しています。被保険者の増加による医療給付費の増額等により、前年比で345億8,173万7,000円の増額となっております。

以上、令和3年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告といたします。

◎日程第3 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第3 議案第1号 神崎町議会議員及び神崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第1号 神崎町議会議員及び神崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することを目的として、公職選挙法が改正されました。これにより、各町村が条例で定めるところにより、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、及び選挙運動用ポスターの作成を公費負担の対象とすることができるように規定されたことから、本町におきましてもこの規定を適用するため、新たに条例を制定するものであります。

よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） これまで町村議員の成り手が少なかった理由の一つに、選挙に一体、幾らかかるのか分からないからというものがあったと思います。それがこの度の条例制定によると、供託金の15万円さえ支払えば、宣伝カーを借りたりビラやポスターの作成が選挙公営となり、必要最低限でよければ、このほかに一切お金がかか

らないこととなります。また、落選したとしても、法定得票数を上回れば供託金は返還されます。これにより、選挙に出やすくなる人が増えれば、良いことです。

ただ、この情報は「議会だより」だけでは伝わりにくいので、住民全体に分かりやすく広報などで積極的にお知らせしてもらえるでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） 今回の選挙の公費負担に係る条例の背景でございますが、まず、議員おっしゃったように、全国的に町村議会の成り手不足が深刻化しているという状況の中で、全国町村議会議長と全国町村会が議会の多様な人材を確保するための環境整備というものを要望しまして、これが基で今回の町村議会議員及び町村長選挙における公費負担の対象とすることが可能となったというような背景がございます。そして、資産の多少に関わらず立候補や選挙運動の期間を保てるようになったということで、非常に前向きな形で法改正がされたということでございます。

それで、ご質問のこの制度のPRということでございますが、条例では大きな方針を今この条例で定めたということでございまして、条例施行に必要な手続等、細かな規定につきましては今後、選挙管理委員会の中で規定の作成を行っていく予定でございます。その運用等につきましては、県や他市町村の内容を確認しながら整理するという作業がございますので、その作業を終えた段階で、皆様方にPRできるタイミングが来ましたら、広報あるいは次回の町政選挙の前の説明会等で、きちんとした形で分かりやすく説明をしてまいりたいと考えております。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第1号 神崎町議会議員及び神崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第4 議案第2号 神崎町一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 神崎町一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

総務省が公表した令和2年地方公務員給与実態調査結果による本町のラスパイレス指数は、令和2年4月まで実施した給与減額措置により、100.0となりました。令和3年の試算では102程度に上昇すると見込んでおります。その要因としては、職員の退職に伴う昇格等により、高年齢層の職員の指数が高い傾向にあるためです。

本案は、こうしたラスパイレス指数の上昇傾向を改善させるため、中間層の4級以上の職員の給料を、令和3年4月1日から令和4年4月30日までの間、3%減額措置する特例条例を制定するものであります。

今回の減額措置に伴う影響額は、約540万円です。

なお、この減額措置については、町職員労働組合との協議の結果、申入れに対し協力する旨の回答を得ているところであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） 俗にラスパイレス指数とよく言われているものは、その文言は知っているんですが、その計算方法について、なるべく簡単に教えていただきたいのと、あと、あくまでも給与というのは生活給になるものであって、職員のやはり生活に影響を及ぼしてしまう懸念がされると思います。そこら辺についての考えを教えてくださいたいと思います。

○議長（石橋 伸一君） 総務課、石井主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） ラスパイレス指数のご質問でございます。

まず、ラスパイレス指数につきましては、国家公務員と地方公務員の給料を比較する統計上の指数ということでございます。国の職員、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給与水準を表すもので、100を超えれば国家公務員より高いと。

100を下回れば低いというような指標でございます。

算出方法につきましては、職員構成を学歴別及び経験年数別で区分しまして、地方の職員の構成が国の職員構成と同一と仮定して、それぞれの平均給与を比較して算出するというものでございます。

あともう一点、ご質問の職員の生活給という位置づけの職員給与でございますが、このラスパイレス指数と申しますのは、国のほうの幹部職員の給与が一部含まれていないだとか、給料だけの比較で、手当等が含まれていないというような、一部合理性に疑問が残るような内容もあって、そうご指摘する方々もおられます。

ただ一方で、このラスパイレス指数を、ランキングをつけて公表されたり、もしくは市町村同士での比較の指標とされているという現実もございます。ということで、給与の高い、低いのバロメーターとしては既に一般化されていると言ってもいいのではないかと思います。

そのような中で、住民の方の理解を得ながら、信頼関係の上で初めて成り立っている我々の仕事、行政の仕事である以上、まず改善できる点があるならば取り組んでいくというべきだと考えております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） ラスパイレス指数の状況により改善を図り、4級から7級の職員の給与の減額ですが、これは今までの町長の説明と高柳議員への石井主幹の答弁でも分かるように、100を超えるからランキングが上がっちゃう。以前には千葉県でも1位、全国でも2位とか3位とか、これはランキングになってしまう。そういうことであって、町自体としてこれは下げるといいますか。県のほうの指導とか人事院勧告ではないでしょうか、これは町自体として、100を上がっちゃうとしようがないから下げるといいますか。

まとめて聞きますから。あと2つ、3つ。1議案に関して2回とか3回とかできないということですから。一般質問の時には何回もできますが。

それと、石井主幹の今の計算方法で、年齢層の高い人があって、下の人が少ないから、全体的にラスパイレス指数というので100を上がっちゃうというあれですが、実際には神崎町の職員の給料は、ラスパイレス指数の計算では高いかもわかりませんが、個々によると他の市町村の給料と比べてそんなに高くはないというような話を聞いております。

成田市、香取市は別として、栄町、多古町、東庄ですか、ここと比べてそんなに高

くはない。ただ、全体数の職員が少なく、若い層が少ないから、ラスパイレス指数が上がっちゃうということなんですということ、これも1つと、それと、今回これ、平均当りにしますと、月1人1万円です。それで12万円くらいの年間である。それで540万円の効果と言いますが、そうすると、50人くらい、これ、正職員は今60人か70人のうち、対象になるのは、大半の人が対象になるわけなんですか。これはどのくらいの人が対象になるわけですか。

3点、4点、これを聞きます。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） まず、こちらのラスパイレス指数が上昇した場合に、県の指導などはどうなのかということですが、あくまでも今回の給与削減措置というのは、町の判断でございます。県のほうからは、マスコミ等が当然、取材に来ますので、その際の対応なんかについては県と調整しながら、県の指導を仰ぎながら、マスコミ及び町民の方への説明はするというような、そんなふうな形を今までも取ってございます。

次に、実際の給与のほう、個々の給与はそんなに変わらないんじゃないかというご指摘なんです。おっしゃるとおり職員の平均給与と比較すると、それほど差はないのかなと思っています。

高くなる要因としましては、まず団塊の世代等が大量退職して、本町でも世代交代が起こりまして、係長職以上への昇任のスピードが早まっているという現実がございます。昇任しますと、給与の水準が当然、上がるということになるため、同じ経験年数の国家公務員と比較しますと、早い段階で若くして昇任するということがございまして、本町の給与月額のほうが高くなってしまって、指数を上げる要因となっているということでございます。

もう一点としましては、学歴ごとの比較でございまして、国家公務員のほうは高校卒業の職員が課長級以上の管理職になるということは稀な状況でございまして、本町では、高校、短大卒の職員であっても、能力に応じて管理職に登用するということがございますので、そのため、高校卒、短大卒の職員に係る指数の水準が高くなりまして、全体の指数を引き上げる要因ともなっていると。その2点が大きな上昇の原因でございまして。

続いて、全体の職員の中のどのくらいが影響が出るのかというご質問でございますが、全職員78人のうち、4級から7級の職員については39人、ちょうど50%、半分の職員がこちらの対象になってくるということでございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 総務課の主幹のほうから今、寶田議員のご質問に対して答弁いたしました。その補足をちょっとさせていただきます。

今回の給与減額の特例の提案につきましては、先ほど町長が申しあげました提案理由そのものでございますが、加えて、町職員組合との話の中でも、このコロナ禍の状況の中、町職員として厳しい町財政、これに対して、どうしたら協力していけるかということも加味した中で、同意をいただいたということもございます。そういった経過もちょっとお話しさせていただきたいと思いました。

それともう一点、本町のラスパイレスが高いけれども、実際には他と比較してどうなんだというお話がありましたけれども、これは令和元年の調査なんですけれども、先ほど主幹が申しあげましたが、ラスパイレス指数につきましては、給料だけの比較なんです。諸手当を含んだいわゆる給与の中で比較しますと、県内54団体中26番目と、本町につきましては真ん中ら辺というような数字でありまして、決して給与という形で比較した場合には、そんなに高くないという現状でございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） そのほか質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第2号 神崎町一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第5 議案第3号 町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(石橋 伸一君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第3号 町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、特別職の給与を減額する措置を、特例条例により令和3年3月31日までを期限として実施しているところですが、その期限を令和4年3月31日まで、更に1年間延長するため、特例条例の一部を改正するものであります。

なお、今回の減額措置の延長による影響額は、年間約820万円の削減効果となります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石橋 伸一君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第3号 町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石橋 伸一君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長(石橋 伸一君) 日程第6 議案第4号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(石橋 伸一君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第4号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、昨年の人事院及び千葉県人事委員会勧告を受け、先行して行いました一般職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給与改定を行うものであります。

改正の内容は、会計年度任用職員の期末手当を、一般職員の支給月数と同様に、年0.05か月分、引き下げるものとなっております。

実施時期につきましては、千葉県における取扱いに準じ、令和3年度分からといたします。

なお、この改正に伴う影響額は、約20万円の減額となります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 議案第4号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第7 議案第5号 神崎町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といた
します。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第5号 神崎町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げま
す。

本案は、地方公務員法の一部改正により、令和2年度から会計年度任用職員制度が

開始されたことに合わせて、非常勤特別職の任用要件が厳格化されたことから、それに伴い、非常勤特別職を見直した結果、納税貯蓄組合長、保健推進員、家庭教育指導委員、行政連絡員、以上の職を非常勤特別職の位置づけから除外することとし、関係規定を削る改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） 特別職から除外するということですが、この職自体がなくなるということなのでしょうか。また違うところに付け替えということなんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） 非常勤特別職の位置づけから除外するということをございまして、その職自体はそのまま残る形になります。ただ、家庭教育指導委員に関しましては、また別な教育支援員の方がその役割を担うということで、今回のこの改正に合わせて、その職自体がなくなるという形になります。

なお、こちらは非常勤特別職から除外といっても、今まで報酬等が支払われておりましたが、それにつきましては、報償、謝礼という形で引き続きお支払いするという形になります。

なお、公務災害等につきましても、災害保障保険ということで千葉県の町村会が取りまとめておる保険制度に加入しまして、補償のほうも引き続き受けられるというものでございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第7 議案第5号 神崎町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（石橋 伸一君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第8 議案第6号 神崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第6号 神崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

介護保険法及び介護保険法施行令により、市町村は3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、介護保険サービスの必要量を見込むこととされており、その事業に要する費用に充てるため、保険料を徴することとなっております。

本案は、8期となる令和3年度から令和5年度までの3年間の介護保険による給付総額を見込んだ結果、介護保険料基準額を現行の年額5万4,000円から年額6万6,000円に改定を行うものであります。

また、基準額の改定に伴い、第1段階から第3段階までの低所得者に対する介護保険料の減額賦課に係る保険料率についても、併せて改定いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第8 議案第6号 神崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第9 議案第7号 神崎町指定居宅介護支援等の事業の

人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(石橋 伸一君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第7号 神崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業所の管理者要件を見直すとともに、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予する経過措置期間の延長を行う必要があるため、本条例にその規定を加えるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石橋 伸一君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議なしと認めます。よって、日程第9 議案第7号 神崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石橋 伸一君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長(石橋 伸一君) 日程第10 議案第8号 指定管理者の指定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第8号 指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

本案は、こうざき船着場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項、及びこうざき船着場の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、当該施設の指定管理者として指定する候補者について、ご審議いただくものであります。

指定管理者の公募につきましては、令和3年1月4日から募集を開始し、応募の受付を1月14日から1月22日まで行いました。この間に、応募者は1団体あり、2月5日に開催した神崎町公の施設指定管理者選考委員会において、株式会社トップマリン代表取締役、小塩芳治、神崎町神崎神宿1692番地が、候補者として選定されました。

指定の期間については、令和3年4月1日から5年間です。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。

3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） 通常指定管理であれば、そこの施設の管理をしてもらうわけですので、指定管理料というものが発生すると思うんですが、こちらの指定管理料は幾らでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

指定管理料につきましては、収入をもって充てるということで、町からの支出はございません。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 船着場ということになっていますけども、本来、国の管理する河川敷の中のものという認識でよろしいと思うんですけども、場所については、旧渡船場のあった辺り、あるいは広域でもっと広い、神崎町内を流れる利根川沿線全て、どの辺の範疇がそれに入りますか。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） 椿議員のご質問にお答えいたします。

神崎船着場に関しましては、おっしゃられたとおり旧渡船場のあった、現在、舗装されている部分に関しまして、神崎船着場ということで指定管理をお願いしてござい

ます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 船着場ですから、当然、船の停船、留船、船を留めておくような場所ということになるかと思えますけれども、ちなみに神崎に利根川本流を含めて船の停船できる場所、どの程度ありましょう。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） ただ今のご質問にお答えいたします。

停船できる場所といわれますと、いわゆる公の場所であれば、神崎の船着場1か所ということになってございます。

○議長（石橋 伸一君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） ただ今、高柳議員から、指定管理料無償、4月1日から無償で、5年間ですか、管理されるということになっていっていると思うんですけども、船そのものが、私の友人にも船を持っている人がいるんですけども、なかなか常駐的に停船できる場所がないと。それで、どうしても船を買うと同時に、それを停留する場所の確保もするしかない。あるいは全て自分で自宅に持ち帰るといような話をしておりました。

今回、この小塩様、トップマリン、旧渡船場、管理なさるといことですが、そちらの管理の場所の例えば停船料、あるいは常時停留権というようなものも一緒にトップマリンに委託するということによろしいのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） 椿議員のご質問にお答えいたします。

先ほど停船場所ということで、一時的に停船、一日、日の出から日没まで利用可能なんですけれども、夜間に関しては停船はできないということで、日中、一時的に停船できる場所ということで、船着場ということでお話ししたところでございます。

なので、常駐というか停泊というんですかね、何日間も停めておくということは、船着場ではできないということでご了承願います。

それで、指定管理料が無料ということで、停泊、管理、何というんですか、先ほどおっしゃられました停めておく料金というものに関しましては、トップマリンさんのほうで場所を確保して、そちらのほうで営業のほうで実施しておりますので、町はそこまでは関与しておりません。あくまでも船着場の利用のみを管理していただいているということでございます。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第10 議案第8号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第11 議案第9号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第9号 指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

本案は、各地区の集会施設の管理を行う指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項、及び神崎町集会施設設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、当該施設の指定管理者に、それぞれ地元地区を引き続き指定するものでございます。

指定の期間については、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第11 議案第9号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石橋 伸一君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長(石橋 伸一君) 日程第12 議案第10号 町道路線の一部廃止についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(石橋 伸一君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第10号 町道路線の一部廃止についての提案理由を申し上げます。

本案は、首都圏中央連絡自動車道神崎パーキングエリアの事業化に伴いまして、町道松崎下利根川通り線の一部が事業区域内となります。そのため、町道としての機能を失う見込みであるため、町道路線の一部を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石橋 伸一君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番(寶田 久元君) 1月18日にハイウェイオアシス事業化というあれですが、令和4年、4車線になると。それに伴いハイウェイオアシスの建設だということです。これ、国交省か東日本が打ち出したでしょうから、これをもう少し具体的に、ハイウェイオアシス構想。

それと、昨年コロナ関係で、地方創生臨時交付金で調査設計とか一応、国から国庫補助で来たものをすぐ減額補正で返してしまいましたよね。まだあの時は私は時期早尚ではないかと思っていましたが、またそのような関係で国庫補助金が出るわけか。

それと、あと今のここの用地は、PA関係である程度取得してあるという、そこは噂ですが、実際にはまだ用地に関しては白紙で、これから地権者に説明があるわけなんですか。

この3点。

○議長(石橋 伸一君) 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

まず、ハイウェイオアシス構想ということですが、こちらは町の事業でございます。今回の廃止に伴う路線に関しましては、パーキングエリアの整備に伴う関係で、路線の廃止ということでございます。

圏央道の神崎パーキングエリア（仮称）が事業化になったことに伴いまして、本路線部分がパーキングエリアの事業化の区域内ということで、町道の認定をしてあるとパーキングエリアの整備が図れないということで、廃止するものでございます。

あと、交付金に関しましては、返還してございません。現在も使っております。

また、3点目の用地に関しましては、町道部分に関しましては、用地は町道部分と、また、借地の部分がございます。その借地の部分は未買収ということで残っております。パーキングエリアの事業地に関しましては、ある程度、用地は購入できている箇所もございますが、まだ残っている箇所もあるということでございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） PA用地は、これは国が確保するわけでしょうか。町でないでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） ご質問にお答えいたします。

国の事業ということで国が用地買収ということになります。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第12 議案第10号 町道路線の一部廃止についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第13 議案第11号 神崎町基本構想の策定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第11号 神崎町基本構想の策定についての提案理由を申し上げます。

現行の神崎町第4次総合計画が、令和2年度末をもって計画期間が満了することを機に、この度新たなまちづくりの総合的な指針となる神崎町第5次総合計画（案）を策定いたしました。

今回の第5次総合計画（案）は、我が町、神崎の特性や資源を最大限に生かすとともに、まちづくり戦略と目指す町の基本目標を示すもので、まちづくりの全ての分野での施策方針を計画的に取り組んでいくための総合計画、「小さな町の生き生きわくわくプラン」と名づけました。

本案は、総合計画基本構想（案）について、神崎町議会の議決すべき事件を定める条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

策定の趣旨をご理解いただき、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 3つのまちづくり戦略の中の2番目、ハイウェイオアシスについてですが、ハイウェイオアシスというのは2007年の町議選の争点にもなり、町で話題となっておりました。当時の構想では、サッカーパークやテニスガーデン、農作業をして宿泊もできる施設、また、観光農園、オープンセール、これは青空市場のことだと思えますけれども、それと、レーシングカート場、キッズ広場など、たくさんものが道の駅の周辺にちりばめられ、随分、大風呂敷を広げたものだと批判され、この構想はいつしか消えていったものと思っていました。

今度出してきたハイウェイオアシスというのは、それとは違う、もっと身の丈に合ったものにしていきたいということですが、それなら、なぜまた「ハイウェイオアシス」という言葉を持ち出してきたのでしょうか。何となく言葉の響きがよさそうだから

らということで使ったのかもしれませんが、中身も何となくふわふわしていて、何がしたいのか伝わりません。構想そのものに反対というわけではありませんが、何か新しい言葉に変えたほうがよかったのではないのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

ハイウェイオアシスということをごさいますけども、これはもう既に定着した言葉でございまして、別にふわふわしたとかそういうイメージで使っているものではございません。

それで、現在考えているものは、例えば町長も考えております公園の整備とか、そういったものをPA付近に造る。または遊興施設等も一緒に含めて整備したいという考えでございまして。これを将来に向けて計画して、地道に立てていきたいと考えております。

以上でございまして。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） じゃあ、どうしてもこの「ハイウェイオアシス」という言葉は使いたいということですね。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） それでは、私のほうからお答えします。

「ハイウェイオアシス」という言葉は特別なものではなくて、国の高速道路から降りてきた所にパーキングエリアを造るのが一般的ですけども、それに付随した民間施設、町でも公共施設を造りましたけども、それと合わせたものを単純に「ハイウェイオアシス」と言っているわけです。ですから、いろんなメニューを盛りだくさんに盛ったのをハイウェイオアシスということではなくて、パーキングエリアと接続した部分が既にハイウェイオアシスということになります。

その中身について、今ご心配されているように、昔のようないろんなメニューを盛りだくさんということではございません。今回の総合計画の町民アンケートの中でも、色々要望が多かったものについて、皆さんにご審議をいただきながら、やれるか、やれないかも含めて、財政基盤もありますから、それに続けて、今お話がありましたけれども、特に要望が多かった公園、これについては、子どもたちの遊ぶ公園、あるいは大人も癒やせる公園というような、いろんな要望がございました。それをどうやってやっていけるかというのも、一つこの中に含めて考えていく必要もあるかなと。

お金の問題もありますので、造るのにお金がかかって、更に維持費も金がかかって

ということでは、なかなか我が町では、身の丈に合ったというお話がございましたけれども、難しいということもありますので、お金のかからない公園をどうやってつくるかというのも一つ考えていく必要があるかなと、そんなふうに思っています。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 神崎町第5次総合計画の策定経過について、まずこれは議会の議決を求めるものでありまして、今までの全員協議会での説明会、確かにここに策定経過のうちに、12月3日、全員協議会で説明、あと2月26日、同じ全員協議会でやりました。しかも全協の一番最後に、時間がもうないという時に、一番最後に持ってきて、池上さんの説明だけで、もう時間もなくて、議会の議決を求めるためには、これだけの総合計画、例えばハイウェイオアシスの件に関しても、町長が今、鈴木議員に答弁したように、これからの神崎町の在り方、少子化に向けてどのようなまちづくりをするのか、これは議会の議決を求めるわけだから、本来、あのくらいの時間でなくて、議員全体に、委員会か全員協議会か何か、もう少し時間があつたほうがよかったんじゃないか。しかもコンサルタントがいて、コンサルの先生にも聞こうかと思っても、コンサルの先生がいたにもかかわらず、あれだけの説明でなくて、もうちょっと時間を取って別にやってほしかった。これがあれです。

それと、神崎町総合開発審議委員会の名簿、これは今回、新しく役員になったわけですが、この役員全員が2年の任期です。ここに書いてあるのは。役職で役員になっている人、例えば区長会長。去年の椿さんは去年の区長会長でしょう。それと現職議長。4年間の続投になるか、この8月見直し、誰かに替わるかもわからない。そうした場合には、この役員名簿は、その時に変わるのか、それとも2年間、この役員が生きるわけなのか。

この2点。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

まず、議会に対する説明が、総合計画、足りないのではないかとこのところでございます。確かにその点、反省点でございます、もう少し時間が取ればよかったのかなとは思っております。ただ、今回のコロナ禍で、皆さんで集まってご説明というのもなかなか難しいということもございまして、まずは事前に12月3日ですか、全員協議会の時に資料をお渡しして、一回お目通しいただきたいということで、お願いいたしました。その中で、同時にパブリックコメントも実施いたしまして、ご意見を

お寄せくださいという取りあえず機会は設けたつもりでございます。

ただ、やはり皆さんから直接、ご意見を聞く機会は確かに少なかったと思っておりますので、その点は反省いたしまして、次回、反映させたいと思っております。

それと現在、総合開発審議会の委員の方々ですけれども、これはどうしても条例がございまして、そちらは充て職ということになっておりますので、こちらはご了解いただきたいと思っておりますけれども、例えば区長会長、それから議長、仮に変更になった場合には、新しい方に当たっていただくということになります。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 今、寶田議員のほうから先に審議時間がすごく短かったというお話がありました。実際にそのとおりだと思います。

それで、この中にアンケート実施をさせてもらったという内容がございます。2,000件のアンケート発送をして、3割2分の方から回答が寄せられたと。640通余り回答が返ってきました。

その回答内容がこの資料の9ページにございますけれども、神崎町の住民に対してやってほしいというサービスの優先度が赤、青で示されております。その中で最たるものが、医療体制の整備、これに対する不安が回答者の23.5%。これが最も多い数字になっています。

更には鉄道網の整備だとかバス網の整備、道路の整備、これらが上位に来ながら、バリアフリー化だとか公園を造ってほしいだとかというような要望がございます。

更には、17ページを見ますと、先ほど鈴木議員から3つの柱の中にハイウェイオアシスが入っているというお話もございました。その3つの下に、地域産業の持続的発展支援、全ての世代に優しい福祉施設の充実等、6項目ございます。

この総合計画が、一般質問でもちょっとやりますけれども、防災計画、それらとどのようにリンクするのかなというのはすごく楽しみというよりも、どのようなあれになっているのかなというのを期待していたんですけれども、緊急対応への備えの充実というのが4番目でございます。今回、この住民アンケートにおける医療施設、医療体制、あるいは鉄道網、鉄道網というのはちょっと厳しいと思うんですけれども、鉄道網だとか交通網整備、道路整備、それらと基本目標に掲げてある緊急時対応の備えの充実、これらについて具体的な基本構想下における神崎町の施策をお伺いしたいと思います。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） じゃあ、まず医療体制について、私のほうからお答えいたし

たいと思います。

この前の議会でもちょっとお話しさせていただきました。その中で、なかなか医療といいますが、公営の、例えば町営の病院がないということもあります。周辺市町村では、市の、あるいは町のというような病院が必ずございますので、その辺の充実を図るのは結構やりやすくだらうと思いますが、民間の、うちに1つありますけれども、大きな病院と、それから個人の小さな医療施設、この辺のところの充実ということで、なかなか営業もあるわけですから、医者を増やしてくれとかというのはなかなか難しい部分もあろうかと思っています。

ただ、その辺、お願いしていくことは、いろんなところで機会が必要でありますし、実際、今やっている状況です。特にワクチン接種に関して、病院が今、集団接種、個別接種が始まっておりますので、その辺の個別接種について、ご協力をしていただくような方向で今、進めているところです。

更には、例えばこの前も議員からお話ございましたが、新規の病院等を誘致してはどうだというふうなことも、やはりいろんな機会を捉えて心がけていく必要があるのかなと、そんなふうに思っています。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 椿議員のご質問にお答えします。

緊急時対応への備えという関係で、いわゆる防災の関係でございますが、基本構想の中ですと、21ページのほうに出ております。こちらのほうに、一昨年台風被害、そういった経験を踏まえた中で、ただ今、防災計画のほうの見直しを行っているところでございます。

内容としましては、県の防災計画もちょうど今年度、見直しをしている最中でありまして、それとリンクした形で内容のほうを見直ししているということで、地震に対応する部分と、それから風水害、洪水、こういったものに対する備えの大きく分けて2編に分けて今、策定しているところでございます。

間もなく策定が終了すると思いますので、内容について、防災関係の審議会等、ご意見をいただいた中で、皆さんのほうにまたお披露目したいと考えておりますので、またその時にご協議いただきたいと思います。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議なしと認めます。よって、日程第13 議案第11号 神崎町基本構想の策定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石橋 伸一君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の日程につきましては、中途半端な時間になりますので、ここで休憩します。議場の時計で午後1時からといたします。

(午前11時47分)

○議長(石橋 伸一君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後1時00分)

◎日程第14 議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長(石橋 伸一君) 日程第14 議案第12号 令和2年度神崎町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(石橋 伸一君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第12号 令和2年度神崎町一般会計補正予算(第9号)の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億6,200万円とするものです。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものとして、1款、町税が合計で3,050万円の増、11款、地方交付税1億3,028万6,000円の増、15款、国庫支出金1,594万1,000円の減などがございますが、いずれも現時点での実績を踏まえ、増減を見込みました。

また、20款、繰越金では、前年度の実質収支額として3,864万6,000円を増額いたし

ます。

22款、町債では、庁舎及びふれあいプラザ非常電源整備事業債を、事業費の確定に伴い、合わせて2,920万円減額するとともに、新たに減収補てん債を345万3,000円計上いたします。

歳出の主なものは、2款、総務費では、財政調整基金積立金8,917万円のほか、公共施設整備基金に2億5,136万6,000円の積立金を計上いたしました。

3款、民生費では、介護保険事業特別会計繰出金に324万7,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金の前年度精算分として379万7,000円、6款、農林水産業費では、農業委員及び推進委員報酬に430万1,000円、8款、土木費では、町道新設改良事業の公共事業分として378万4,000円をそれぞれ増額しております。

その他の補正につきましては、歳入、歳出ともに事業費の確定に伴う減額が主な内容となっております。

また、戸籍附票システム改修事業など4事業につきまして、年度内の完了が見込めないことにより、繰越明許費を設定いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） 数点ございます。

まず、歳入、減収補てん債、多分、初めての起債だと思うんですが、こちらを起債するメリット等は何でしょうか。

続きまして、歳入、学童保育、各種給食費等の歳入が減額になっておりますが、こちら理由を教えてください。歳入歳出同額だと思います。

続きまして、歳出なんですが、一番大きい、先ほども町長おっしゃられたように3億4,000万円の基金の積立て、補正後の財調及び公共施設基金の金額は幾らになるのでしょうか。

あと、歳出のほうで、減額の理由なんですけれども、中を見ていますと、職員の給与が何点か減額になっている点がございます。40ページのほう、理由ということで理由は出ているんですが、そちらの人数等を教えてください。

次に、スマート農業、農業用マルチローターの購入補助金、7月の専決で補正したものだと思われませんが、こちら減額の理由を教えてください。

あと、小規模事業者緊急支援給付金、こちら5月の専決だったと思いますが、こちらの減額理由。

多目的広場整備工事、こちらは当初ですか、当初ありますが、まんま落としてあると思うんですが、こちらの減額理由を教えてください。

続きまして、学校施設長寿命化委託料、こちらも減額理由。

最後に、教育用パソコン使用料、こちらも減額になっておりますが、こちらも減額理由を教えてください。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 石井総務課主幹。

○総務課主幹（石井 達矢君） 高柳議員のご質問のうち、総務課所管のものについて回答させていただきます。

まず、1点目の減収補てん債の借入れのメリットということでございます。まず減収補てん債につきましては、年度途中の減収に対して、減収を補填するための特別の地方債ということで、本年度限りの措置としまして、例年より対象を拡大して発行ができるということで、今回、起債のための補正予算を計上させていただいております。

その起債のメリットということなんですが、交付税の不足分を補うことはもちろんなんですが、その起債した金額及びその償還に係る元利償還金につきましては、後年度の普通交付税に100%算入されるということで、実際、自己負担なしに、持ち出しなしに財源が得られるというのが一番のメリットでございます。

続いて、財政調整基金の年度末の見込み、及び公共施設整備基金の年度末の見込みということなんですが、まず財政調整基金の年度末の見込みなんですが、予算ベースで計算しますと、年度末現在、およそ10億6,600万円の残高となる見込みです。公共施設整備基金につきましては、4億8,000万円の残高見込みになる見込みでございます。

3点目ですが、補正予算書の40ページの給料の減額についての減額理由でございますが、給料その他の増減分としまして、1,426万3,000円の減額の予算でございます。休職による減ということで記載してございますが、こちらにつきましては、1名の減額の要因となっております。退職・採用等による増減ということで、990万円の減額となっておりますが、こちら的人数につきましては、3人分の減ということでございます。

総務課の関係については以上です。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） 私のほうからは、農業関係と商工関係の補正の減額理由ということでございます。

まず1点目、農業用ドローン、こちらはこの操縦ライセンスの取得の補助ということで、当初、補正額150万円で、1件当たり30万円、その2分の1を10名の方に補助するという内容の予算計上でございましたけれども、実質5名の方に50万円補助するにとどまったということで、100万円を減額するというものでございます。

それから、小規模事業者、こちらは補正額2,000万円ということでございました。当初、小規模事業者、町内にどのぐらいあるかということで、商工会さんに確認を取りましたら、ほぼ200軒ぐらいはあるだろうということで、取りあえず全軒担保するために2,000万円、10万円掛ける200軒を2,000万円という形で担保するために補正を取ったんですけれども、実際申請としては95件ということでしたので、減額1,000万円というふうな内容になりました。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） 私のほうからは、多目的広場整備事業の減額ということでございます。

こちらは、発酵マラソンを実施する予定で、河川敷の駐車場を整備する予定でございましたが、発酵マラソンが中止ということで、また来年も今のところ、中止ということですので、取りあえず整備する目的が今のところないということで、減額ということでさせていただきました。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 私のほうからは、学童保育負担金、別冊の第12号議案の13ページになります。

こちらのほう、今回、コロナ禍の中で、学童保育、年度当初、40人想定して負担金の収入を見込んでございました。しかしご存じのとおりコロナ禍で、お仕事を休まれるような方も多いというような状況の中で、月々の利用人数が大変減少しております。それに伴って、歳入のほうを減額したということでございます。

ちなみに2月の平均利用人数につきましては、大体二十五、六人前後というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

教育関係の補正予算になりますけれども、まず最初に、歳入からご説明させていただきます。

学校給食に関わる負担金の減額になりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、昨年3月2日から政府の要請により臨時休業をさせていただいております。令和2年度始まった4月については、まだコロナの影響が非常に大きかったというところで、4月と、あと5月については、臨時休業というんですか、臨時休校というのは分かりやすいかなと思いますけども、学校に児童・生徒は登校はされませんでしたので、その時に給食の提供は控えさせていただきましたので、その分の負担金を今回、減額させて計上させていただいております。

続きまして、歳出なんですけれども、教育委員会関係で今年度、超寿命化計画に関する計画を策定するために、予算を計上させていただきました。入札による契約に伴いまして執行残が出ましたので、その金額を今回、補正させていただいております。

また、教育用パソコンにつきましては、小学校に今パソコン教室というところでデスクトップ型のパソコンを置いて、そこで授業の一環としてパソコンに親しんでもらうとか、何か作成するようなことをさせていただいております。機器につきましては、5年リースで財政の標準化を図る目的で借用しておりますが、昨年の8月末で1回リースの期間が切れて、現在、再リースという形で行っております。

それで今年度、導入を予定していたんですけれども、GIGAスクール用のタブレットの配備とかを優先させていただく関係で、その差額分を今回、減額をさせていただいて計上させていただいております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 繰越明許費、これは年度内にやむを得ない場合にこれを繰り越すというのは、これは年度内に本来消化するほかないわけですが、戸籍住民基本台帳費、これは分かる。2月の補正で、これは4月以降に延びるというわけ。それで新生児も、これは生まれが4月1日までが前年度のあれです。問題は、道路橋梁費、これの370万円の説明。

それと土木費ですが、結果的には減額補正が3,275万3,000円。これは公共と書いてありますが、これは国庫支出金だとは思いますが。それで、下の単費321万1,000円だけでも、いずれにしろこれは細かくは一般質問でやりますが、結局、町道3路線が当初の計画どおりできなくて、減額補正と繰越明許にしたとは思いますが、一般質問でも細かくやりますが、これについての回答をお願いします。

それと、スマート農業、これは今、お話も出ましたが、これも減額補正。これは国

庫支出金の減額補正の場合には、国のほうへ返しちゃうわけですか。

この点と、あとは12ページ、全員協議会で説明は受けましたが、償却資産、これは神崎町に太陽光、大分できております。メガソーラーの税金だと言いますが、メガソーラーは、低圧の50キロの小さいものもいっぱいできている。メガソーラーというのは1,000キロ以上のをメガソーラーと言っているわけ。低圧の50キロのが、これに関してもこの税金がかかるわけですか。

3点か4点。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

まず、繰越明許費でございますが、こちらは、寶田議員おっしゃったように、なかなか事業が進まなかったということがございます。その前段に、今年度に関しましては、当初のうちから緊急事態宣言が出ておりまして、人との接触を7割減らせというような話の中から、用地交渉がなかなか進まなかったということがございまして、用地買収がなかなか計画どおりに進まなかったというところでございます。

この用地買収の関係で、用地買収に係るところの部分の大きなものとしましては、移転補償工事ということでございます。この移転補償工事、用地買収ができて初めて移転補償工事が着工できるものですので、2,500万円ほど工事費を見込んでございましたが、こちらのほうが工事の執行もできなかったということで、大きな原因の一つとなってございます。

また、その繰越しした部分に関しまして、交付金事業も入っているわけでございますが、用地費での繰越しがなかなかできないということもございまして、工事費のほうへ振替をいたしまして、380万円ほどの工事費で工事できる部分の工事を進めるといような状況で、繰越ししてございます。

公共、単独合わせまして、用地費含めまして約3,500万円ほど減ということでございますが、当初見込んでいた工事用地等ができなかったという理由でございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

メガソーラーということでしたけども、大きさではなくて、事業所が事業を行う上で、償却資産として町に申告されたもの、こちらが課税対象になっております。大きさではありませんので、あくまでも事業所が償却資産として町に申告を行ったものを台帳に登載し、そちらが課税となります。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） スマート農業関係の補助金の減額についてご説明いたします。

このスマート農業推進事業費補助金、当初1,000万円ということで予算を持っておりましたけども、実際7つの経営体の申請がございまして、うち2つの経営体は、補助の上限内で収まったということで、町からの持ち出しがなかったということでございます。

それから、1経営体につきましては、採択にならなかったということですね。経営継続補助金、こちらが国の申請に採択にならなかったものですから、町の上乗せ補助も受けられなかったということになります。こちらも取下げになったので、実質4経営体、そちらに支出したものでございます。それで、あと500万円が残ってしまったというような結果になりました。

財源としては、地方創生臨時交付金、こちらを財源としておりますけれども、こちらは返還はする必要はないということでございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 今の浅野町民課長、メガソーラーの部分について、實田議員の質問に対して、本人が償却資産として認めたものについて、今回補正で3,000万円上げたということになりますけれども、固定資産税のパーセンテージって1.4だけ。ですよね。1.4で割り返したら20億円になっちゃうよね。資産規模が。2億円じゃないよね。20億円だよ。神崎いっぱい探して、實田議員のうちにも確かに大きな施設はあるにしても、20億円規模の資産を新規取得するというのはなかなか難しい。

それと確か太陽光発電が当初できた時、税法上では1年における費用として見ることできるというような法律だったよね、最初は。その時点で費用として計上したものを、今回、資産として計上して、その部分の償却資産に対する課税が1.4%で、3,000万円ということは、合理性にちょっと欠けるような内容じゃないかなと思うんですけども、もう一度この3,000万円の根拠。メガソーラーばかりでは結局はないのかな。

それと、仮にメガソーラーが中心であった場合、何年取得されたもののメガソーラーであるか、あるいはそれらの総額が5億円だとか4億円だとか、それらの金額で、3,000万円のうち1,000万円がソーラーだとかという話になろうかなと思うんですけど、

その辺、回答をお願いします。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 椿議員の質問にお答えいたします。

今回、主なものがメガソーラーということで発言いたしておりますが、当初予算、立てているわけですが、あくまでも当初予算は見込みであります。その後、申告があつて初めて年間の償却資産の額が決定するわけであります。

従いまして、この3,000万円については、全てがメガソーラーというわけではなくて、そのほかの企業の償却資産分、申告が上がって確定したのも含まれておりますので、ちょっと説明のほうは不十分でしたが、それらを含めて今回の補正ということになります。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 今の質問に対する回答ですけれども、メガソーラーの部分って、じゃあ、一体幾らあつて、いつ取得された部分の総額が幾らだという、その内容についてはお分かりになりましようかね。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

個別のメガソーラーに関する詳細の資料は今、手持ち、ございませんので、調べて後ほどご回答いたします。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そのメガソーラーですが、メガソーラーというのは1,000キロ以上のことをメガソーラーと言つていまして、1キロというのは間違った。

あと低圧の50キロ、これも神崎町でつくる場合には全部……、役場に相当できていますよ、太陽光。小さなものも全部、申請するわけなんですか。それを全部合わせたのがこの金額なんですか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

事業としてその資産を経費計上する場合であつて、例えば個人で持っているだとか、事業としないものについては償却資産の申告は必要ありませんので、そういったものは入っていないと思われまふ。あくまでも事業として経費計上するものが対象になっております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 太陽光をつくる場合には、役場に全部申請するほかないですか。大小合わせて。低圧の50キロでも1,000キロのメガソーラーでも。それを見てこれを課税させるんでしょう。神崎町につくってある。低圧はいいのかな。

じゃあ、いいです、議長。後で回答をお願いします。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 今回の浅野課長の説明の中に、業務として行っている場合という回答がありました。それとは別にですけども、多分、固定資産に載せるに当たっては、一気にやる場合もありましようけども、年度、年度でやる場合もある。そんな中で、県税の取得税等の発生もしてきますよね。町税ではないから。でも申告時に新規の償却資産、税務署へ届けると、自動的に役場に償却資産の明細が来て、それによって課税したという位置づけかと思うんですけど、間違いございませんよね。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

町で掛けている償却資産税については、あくまで事業所からの申告に基づいて台帳化して課税しております。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

それでは、浅野町民課長、後で質問の回答を出してください。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第14 議案第12号 令和2年度神崎町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第15 議案第13号 令和2年度神崎町国民健康保険事業

特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第13号 令和2年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,700万円とするものであります。

主な理由は、一般被保険者療養給付費の伸びが、当初の見込みを上回って推移していることと、一般被保険者の方で高額な医療が継続していたために、高額療養費等を増額すること、また、国保財政調整基金への積立金の増額等であります。

歳入は、1款、一般被保険者国民健康保険税として、当初予算1億5,680万8,000円を773万7,000円減額して、1億4,907万1,000円、4款、国庫支出金、国民健康保険災害等臨時特例補助金として152万9,000円増額して214万円、5款、県支出金、保険給付費等交付金として1,810万7,000円減額して5億281万6,000円、7款、一般会計からの繰入金を335万3,000円減額して4,517万1,000円、8款、繰越金として4,766万8,000円を増額し、5,766万8,000円とするものであります。

歳出は、2款、保険給付費を一般被保険者療養給付費229万4,000円、高額療養費700万円の増額、出産育児一時金を336万円減額、6款、国保財政調整基金積立金を1,400万円増額し、1,402万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） 国保関係でも財調への積立金があると思うんですが、1,400万円補正いたしまして、補正後の金額は幾らになるんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

令和2年度末ですが、国保の財政調整基金ということで、1億1,446万2,000円の残高があります。年度末でこの額になる予定です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議なしと認めます。よって、日程第15 議案第13号 令和2年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石橋 伸一君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長(石橋 伸一君) 日程第16 議案第14号 令和2年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(石橋 伸一君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第14号 令和2年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,463万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,300万円とするものであります。

今回の補正は、令和2年度の保険給付費等の増額により、歳入歳出ともに補正するものであります。

まず、歳入予算補正の内容を申し上げます。

1款、保険料192万1,000円を減額いたします。

2款、支払基金交付金1,351万8,000円を増額いたします。

3款、国庫支出金1,170万7,000円を増額いたします。

4款、県支出金719万1,000円を増額いたします。

6款、繰入金、一般会計繰入金1,413万5,000円を増額するものであります。

次に、歳出予算補正の内容を申し上げます。

1款、総務費243万2,000円を減額いたします。

2款、保険給付費5,140万2,000円を増額いたします。

3款、地域支援事業費434万円を減額いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
- 1番 椿議員。
- 1番（椿 等君） ごめんなさい、私の今、聞き間違いか分からないんですけども、町長の今の趣旨説明の中で、6款繰入金1,415万3,000円というように言ったように耳に聞こえたんですけども、1,410万円ですよろしいでしょうかね。
- 議長（石橋 伸一君） 椿町長。
- 神崎町長（椿 等君） 1,413万5,000円でございます。
- 議長（石橋 伸一君） 1番 椿議員。
- 1番（椿 等君） 私の見ている資料が違うのかな。繰入金は1,410万円になっているんだけど、皆さんの1,413万5,000円になっていますか。
- 議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。
- 保健福祉課長（廣瀬 裕君） 大変失礼いたしました。正確には1,410万円ということで、提案理由を作成した段階でこちらの額だったんですが、その後、精査した段階で1,410万円ということで、大変申し訳ございません。（「1,410万円でオーケーね」と呼ぶ者の声あり）
- 議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。
- 保健福祉課長（廣瀬 裕君） はい、予算書のほうが正しいものとなります。大変失礼いたしました。
- 議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。
- お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者の声あり）
- 議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第16 議案第14号 令和2年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。
- 本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
- （挙手全員）
- 議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎日程第17 議案第15号～日程第21 議案第19号の一括上程、説明、
委員会付託

○議長（石橋 伸一君） 日程第17 議案第15号 令和3年度神崎町一般会計予算、日程第18 議案第16号 令和3年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算、日程第19 議案第17号 令和3年度神崎町介護保険事業特別会計予算、日程第20 議案第18号 令和3年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算、日程第21 議案第19号 令和3年度神崎町水道事業会計予算を一括議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第15号から議案第19号までの令和3年度当初予算案につきまして、ご説明申し上げます。

令和3年度の見通しにつきましては、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況であるが、持ち直しの動きが続いていると言われております。今後の感染状況や金融資本市場の変動など、町財政を取り巻く日本経済の先行きは、楽観視できるものではありません。

こういった中、新年度予算の基本方針につきましては、神崎町第5次総合計画・前期基本計画における初年度として、計画の達成に向けて着実な推進を図ること、ただし、計画の継続性が重要であることから、確保できる財源に応じた予算規模とすること、予算配分の硬直化を防ぐ観点から、前年同様、ゼロベース積み上げ方式とし、更に新型コロナウイルス感染症の影響による例年以上の厳しい財政状況を踏まえ、真に必要な経費を精査すること、これらを基本的な考え方といたしまして、当初予算を編成したところでございます。

令和3年度一般会計の当初予算総額は26億7,600万円で、前年度に対し6,200万円、2.3%の減となりました。この減額については、前年度の役場庁舎及び神崎ふれあいプラザの非常用電源整備事業の完了による事業費の減額が主な要因でございます。

なお、事業予算の財源対策につきましては、財政調整基金からの繰入れを計上するほか、必要に応じた財源措置のある地方債の発行を行い、予算執行段階においても、歳出削減と歳入確保に努めてまいります。

それでは、歳入の主なものについて申し上げます。

町税は、6億4,100万1,000円で、前年度に対し8.2%の減となりました。新型コロナ

ナウウイルス感染症の影響により、町民税や固定資産税など、ほとんどの税目で減収を見込んでおります。なお、歳入総額に占める町税の割合は、24.0%となっております。

地方特例交付金については、新たに新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付されることによる増額を見込み、1,500万円となりました。

地方交付税は、新たに地域デジタル社会推進費が交付されることから、9億4,400万円と見込みました。

国庫支出金は、2億407万5,000円で、前年度に対し21.3%の増となりました。これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補助金などが交付されるためであります。

県支出金は、1億8,121万8,000円で、前年度に対し6.8%の増となりました。農地耕作条件改善事業補助金などが主な要因であります。

繰入金のうち、財政調整基金については、駅前公園遊具設置事業など投資的経費のため、1億9,583万1,000円を計上いたしました。

町債の発行は、臨時財政対策債と小型動力ポンプ積載車更新事業債を発行し、1億1,460万円となりました。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

議会費には、4,820万7,000円を計上しております。

総務費には、5億1,537万9,000円を計上いたしました。駅前公園遊具の設置工事や防犯カメラ設置補助事業を実施いたします。

民生費には、8億4,097万9,000円を計上いたしました。児童福祉関係では、子育て支援費給付金を継続していくほか、子ども生活支援金の給付や保育所の施設修繕などにも予算配分しております。そのほか、障害福祉サービスや自立支援医療給付費及び敬老祝品の贈呈事業を計上しております。

衛生費には、2億6,285万7,000円を計上しました。新型コロナウイルスのワクチン接種に係る経費を計上するほか、子ども医療費助成につきましては、町独自の支援として、対象を高校生まで拡大し、新年度も継続してまいります。

農林水産業費には、1億3,864万9,000円を計上しました。農業関係では、農業用排水路の改修工事を新規計上するほか、加工用米助成金などについて、引き続き予算措置しております。森林関係では、昨年引き続き、倒木による町道や送電線への被害防止のための整備事業を計上いたしました。

商工費には、2,179万9,000円を計上いたしました。小規模事業者緊急支援給付金の給付や、酒蔵まつりなどの観光イベントに関する経費を計上いたしました。

土木費には、1億6,654万2,000円を計上いたしました。道路の新設改良事業としては、3路線、成田神崎線の用地購入、移転補償工事、神宿松崎線の用地購入、毛成堀籠線の用地購入となります。いずれも、重要な路線として位置づけをしており、国庫補助金の活用を見込んでいるところであります。また、原宿村中線の測量業務や新町25号線の舗装新設工事などを実施いたします。

消防費には、1億3,971万7,000円を計上いたしました。新規で自主防災組織への助成事業を実施するほか、小型動力ポンプ積載車の更新を行います。

教育費には、3億187万9,000円を計上いたしました。神崎小学校屋内運動場非常用発電設備の設置工事や、GIGAスクールに係る支援員の配置などの経費を計上いたしました。また、学校給食費の助成金につきましては、新年度も継続してまいります。

公債費は、地方債の元利償還金2億2,496万9,000円を計上いたしました。前年度に対し3.7%の減となっております。

なお、給与費関連の予算につきましては、全体で1.1%の増となりました。主な要因は、新規職員の採用による職員の増によるものでございます。

次に、特別会計及び公営企業会計につきまして、概要を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計は、予算総額が7億2,700万円で、前年度に対し1.4%の減となりました。これは、都道府県が財政運営の責任主体となる国保の広域化の開始から3年が経過し、その実績を踏まえ、療養給付費などの減を見込んだことによるものであります。また、法定外繰入れは、前年度と同様、計上しておりません。

介護保険事業特別会計は、予算総額が6億2,300万円で、前年度に対し8.9%の増となりました。介護サービスの利用者の近年の実績を踏まえ、増額の計上をいたしました。また、地域支援事業では、地域包括支援センターが介護予防及び高齢者への総合的な支援を行います。

後期高齢者医療特別会計は、予算総額が9,120万円で、前年度に対し2.1%の増となりました。高齢化の進展に伴い、被保険者が増加し、保険料が増額することにより、広域連合への納付金が増額となっております。

水道事業会計は、経常的収支である収益的収入が2億1,496万3,000円、収益的支出が1億9,137万9,000円であります。また、投資的収支である資本的収入が4,450万3,000円、資本的支出が9,542万9,000円です。

なお、資本的収支における不足額は、損益勘定留保資金などで補填いたします。

以上、要点のみを申し上げますが、詳細につきましては、質疑の際に担当課長からもご説明いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（石橋 伸一君） 議案第15号から議案第19号の審議はこれまでに留め、明日4日に総務文教常任委員会、5日にまちづくり厚生常任委員会でそれぞれ審査を行い、11日の会議で質疑、討論、採決を行います。
-

◎日程第22 陳情第1号の上程、採決

- 議長（石橋 伸一君） 日程第22 陳情第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情書を議題といたします。

陳情書を朗読させます。

（事務局長朗読）

- 議長（石橋 伸一君） お諮りいたします。本案は陳情でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

- 議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第22 陳情第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情書を採決いたします。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

- 議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本陳情は採択されました。
-

◎散会の宣告

- 議長（石橋 伸一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれまでに留め、散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

浅野町民課長。

- 町民課長（浅野 憲治君） それでは、先ほど質問をいただきましたメガソーラーに関しまして、ご回答いたします。

詳細を調べましたところ、1社をもちまして、約20億近い取得費となっております。このタイミングでの予算計上となった理由ですが、当初予算については11月末

までの提出期限ということなのですが、償却資産の申告に当たっては、その翌年1月末までの申告であります。従いまして、当初予算計上後にこの案件が申請ありましたので、当初予算には載せられず、今回の補正となったところであります。

もう一つ、建築に関する事前申請等なのですが、税部門に対する事前申請はありません。開発等に関わりますので、別な部門でそういった許可等あるかと思いますが、町民課、税の部門に対する事前申請はございません。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。本日はこれにて散会といたします。

なお、次回は11日午後1時30分から会議を再開します。長時間ご苦勞様でした。

（午後2時15分）